

次世代育成行動計画 特定事業に関する状況について

資料3

「次世代育成支援対策推進法」では、10年間の計画を組むことが規定されています。本計画のもととなる前期計画は平成17年度からの5年間の平成21年度までを計画期間として策定されました。

この時期は坂井市合併以前であり、それぞれ旧4町で策定されたものとなっています。社会・経済情勢の変化や、また国の政策の転換により計画の見直しの必要な部分もあります。平成21年度に見直しを行い、坂井市として集約したものを平成22年度から5年間の平成26年度までの後期計画として策定しました。

事業名		事業内容		現状 (H21)	目標 (H26)	H22 実績	H25 実績
① 通常保育事業 (市内全保育所定員数)		保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育ができない子どもを保護者に代わって保育し、豊かな人間性を育み、健全で調和のとれた子どもを育成するために、保育所の適正な運営を行う。	箇所	32	32	32	30
			定員	3,390人	3,390人	3,420	3,405
② 特定保育事業		保護者の勤務形態により1ヶ月あたり概ね64時間以上当該児童を保育することができないと認められる場合、必要に応じ保育を実施する。	設置箇所	2	2	1	1
			定員	25人	25人	実人数 43	実人数 0
③ 延長保育事業		保護者の保育時間のニーズに合わせて保育時間の延長を実施する。	設置箇所	30	30	27	30
			定員	270人	300人	実人数 785	実人数 856
④ トワイライトステイ事業		保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を整備する。	箇所	2	2	3	3
⑤ 休日保育事業		就業形態の多様化に対応するため、休日保育の実施を検討する。	設置箇所	0	1	0	0
			定員	0	60人	0	0
⑥ 病児・病後児童保育事業		保育所通所児童等が病気の回復期に集団保育が困難な期間、個別の保育を必要とする子どもを保育する。	設置箇所	1	2	1	2
			定員	4人	8人	4	16
⑦ 放課後児童健全育成事業		屋間、保護者のいない小学生を学校で放課後に預かり、健全で充実した生活が送れるよう遊びの指導や生活指導などを行う。	設置箇所	31	33	31	33
			定員	1,200人	1,400人	970	1,092
⑧ 地域子育て支援事業	ひろば型	保育所等の地域の施設を利用して、子育て中の親などが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合う事で、精神的な安定感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する。 子どもと家庭を支援するネットワークを構築し、子育てに関する総合的な相談に対応する。内容によっては、地域へ出かけて、保健センターや保育所等の専門機関と連携して対応する。	箇所	2	2	2	3
	センター型		設置箇所	4	4	4	3
⑨ 一時預かり事業		病気等の緊急時や就労等で一時的に家庭での保育が困難な場合、保育所等において一時的に子どもを預かり保育する。	設置箇所	10	10	10	11
			延人数/年	1,500人	1,900人	858	2,855
⑩ ショートステイ事業		保護者の疾病・出産・看護・事故・災害等で、児童の養育が困難になった場合一時的に預けることができる体制を整備する。	箇所	2	2	3	3
⑪ ファミリーサポートセンター事業		地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員組織相互援助活動の実施を目指す。	箇所	0	1	0	0